

市街化調整区域における地区計画の案の作成に係る支援実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地区計画に係る都市計画の決定又は変更の提案をしようとする土地所有者等に対して、実現可能な地区計画の案が作成できるよう、地区計画の案の作成に協力する者（以下「協力者」という。）を市が募集すること（以下「支援」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、都市計画法（昭和43年法律第100号）において使用する用語の例による。

(支援の対象者)

第3条 支援の対象となる者（以下「支援対象者」という。）は、地区計画（市街化調整区域における地区計画ガイドライン（令和3年9月15日改定）に規定する公共施設跡地利活用型の地区計画を除く。）の案を作成しようとする土地所有者等であって、当該地区計画の案を作成しようとする区域内の土地所有者等の3分の2以上の同意（同意した土地所有者等の区域内の土地の地積の合計が、当該区域内の土地の地積の合計の3分の2以上となる場合に限る。）を得ているものとする。

(支援の申請)

第4条 支援対象者は、支援を申請しようとするときは、支援実施申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 地区計画の案を作成しようとする土地の位置を表示した図面
- (2) 地区計画の案を作成しようとする土地の区域を表示した図面
- (3) 前条の同意を得ていることを確認できる書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

(支援の決定)

第5条 市長は、支援対象者から前条の規定による支援実施申請書の提出があったときは、支援の可否を決定し、支援決定（却下）通知書（様式第2号）により、当該支援対象者に通知するものとする。

(募集)

第6条 市長は、前条の規定により支援を決定したときは、協力者を募集するもの

とする。

2 前項の規定による募集は、支援対象者と協議の上、当該募集に関し必要な事項を記載した要領（以下「募集要領」という。）を作成し、市ホームページ等を活用して行うものとする。

（応募者の要件）

第7条 募集に対し、応募することができる者は、募集要領に定める要件を満たす者とする。

（応募）

第8条 募集に応募しようとする者（以下「応募者」という。）は、募集要領に定める方法により、応募するものとする。

（応募者の要件の確認）

第9条 市長は、応募者から応募があったときは、募集要領の要件を満たしているかどうかを審査した上、その結果を募集要領に定める方法により当該応募者に通知するものとする。

2 市長は、募集要領に定める募集期間の終了後は、応募結果報告書（様式第3号）により、支援対象者に報告するものとする。

（提案及び審議）

第10条 市長は、募集要領で定めるところにより、応募者が支援対象者に対して提案をする機会を設けるものとする。

2 支援対象者は、前項の提案の内容を審議し、その結果を、提案結果報告書（様式第4号）により市長に報告しなければならない。

3 市長は、前項の規定による報告があったときは、募集要領で定める方法により応募者に通知するものとする。

（費用負担）

第11条 市長は、支援の実施に要する経費のうち、次に掲げる経費を負担するものとする。ただし、支援対象者が独自で行う事前調査、資料作成及び広告物の作成等に係る費用については、当該支援対象者が負担するものとする。

(1) 市ホームページへの掲載に係る費用

(2) 市広報紙への掲載に係る費用

(3) 募集要領の作成に係る費用

（支援の再申請）

第12条 支援対象者は、応募者がいなかった場合又は第10条の規定による審議の結果、すべての応募者が募集要領に定める選定基準を満たさなかった場合にお

いて、再度支援を受けたいときは、支援の再申請を行うことができる。

- 2 前項の再申請に係る手続については、第4条から第10条までの規定を準用する。
この場合において、第4条各号に掲げる書類のうち、前回の申請から変更がないものについては、提出を省略することができる。

(支援申請の取下げ)

- 第13条 支援対象者は、支援の申請を取り下げようとするときは、支援実施申請取下届(様式第5号)により、市長に届け出なければならない。

(支援の終了)

- 第14条 支援対象者は、協力者を選定したときは、支援終了届(様式第6号)により、市長に届け出なければならない。

(委任)

- 第15条 この要綱に定めるもののほか、支援の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。